

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による管理者専決処分事項の指定について

制定 平成 25 年 11 月 6 日

議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により管理者において専決処分することができる事項として指定する。

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号に規定する 1 件 50 万円以下の法律上組合の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う同項第 12 号に規定する和解及び調停に関すること。